

行政の焦点



景とした労働災害が発生している状況にあります。

生法では、建設業と造船業の元方事業者を特に「特定元方事業者」とし、特定元方事業者による協議組織の設置と運営、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、関係請負人が行う労働者に対する安全衛生教育の指導援助などを義務付けています。

ところで最近、造船業以外の製造業においても、建設業や造船業と同様に、このため、労働安全衛生管理の実施が求められています。たとえば混在就労を原因とする次のような労働災害が発生し、関係請負人の労働者が実際に負傷しています。

【事例1】元方事業者によるフォークリフトの運行経路が関係請負人に周知されておらず、その労働者に接触し負傷。

【事例2】老朽タンクを関係請負人に解体せざるにあたり、保有している可燃物の性質や残留量をきちんと伝えず、関係請負人の労働者がガス溶解した際、タンク内に残った可燃物の気体に引火しタンクが爆発し負傷。

天井クレーンに激突され負傷。

天井クレーンに激突され負傷。

【事例4】関係請負人Eが設備部品を交換中に一時その場所を離れた際に、

元方事業者が安全装置を解除、戻った時に解除を知らず設備に挟まれ負傷。

そこで、平成17年の労働安全衛生法改正において、造船業以外の製造業に対しても、①作業間の連絡調整、②クレーン運転台図、③事故現場標識、④有機溶剤容器の集積箇所の統一がそれぞれ義務付けられることとなり、平成18年4月から施行されています。

前記の災害事例は、元方事業者を中心に関係請負人らと事前の連絡調整を行っておけば防ぐことが出来ました。

なお、定常作業の連絡調整は、関係請負人との間で月例の連絡会議などを行うことになりますが、機械設備の補修などの非定常作業に係る連絡調整は、必要な都度、日々、個別に行うこととなります。

建設業や造船業では、同一現場や事業場敷地内に複数の関係請負人の労働者が入場し、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者、あるいは異なる関係請負人の労働者が混在し作業を行っているため、以前からこれを背

元方事業者とは、同一の場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものであり、建設業では元請会社、造船業では造船会社となる。

建設業において一の

場所にて工事の一部を負つたり、製造業において定常作業である製品の組立、塗装、検品、梱包、出荷、製品保管や、非定常作業である設備点検や補修など、その仕事の一部を請け負うもの」となります。

同一事業場内に複数の関係請負人の労働者が入場し、混在作業が行われる形態が増加しています。つまり、自らの敷地の中で、製造・出荷・設備点検・修理などを行う関係請負人の労働者が混在し就労することが増え、元方事業者の立場にある事業場が増加している状況にあります。

【事例3】工場内で関係請負人Cが高所作業車に乗り設備点検作業中、別の関係請負人Dが天井クレーンの電源を入れ操作し、作業中の労働者が

製造業における元方事業者の総合的な安全衛生管理（）

このため、労働安全衛生管理の実施が求められています。たとえば混在就労を原因とする次のような労働災害が発生し、関係請負人の労働者が実際に負傷しています。

このため、製造業にお

す。

さらに同年8月には「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」が示されました。指針では、作業間の連絡調整以外にも、特定元方事業者に義務付けています。

る事項と同様な対応を製造業の元方事業者に求めています。

具体的には、①関係請負人との協議組織の設置と運営、②元方事業者による作業場所の巡回、③関係請負人が実施する安全衛生教育に関する指導

援助、④関係請負人の責任者や持ち込み機械の把握、⑤関係請負人への危険・有害性情報の提供等の対応を求めています。

なお、労働安全衛生法第29条は、従来より業種にかかわらず、元方事業者が関係請負人及びその

労働者に対し、この法律に違反しないよう必要な指導を行うことを義務付けているところです。

製造業における混在作業による労働災害防止対策について、なお一層の取り組みをお願いいたします。

今日も、安全作業ヨシ!

〔編集より〕当協会では平成24年11月29日(木)に「製造業協力会社賠償対策セミナー」を開催いたします。詳しくは本誌13ページおよび本誌同封の案内をご覧ください

愛知県内の事業場の皆様へ!!

11月21日(水)は県内一斉ノ一残業デー

愛知県内一斉ノ一残業デー運動・有給休暇取得プラス1(ワン)運動にご賛同をお願いします!!

愛知労働局、愛知県ほか



愛知労働局、愛知県、名古屋市、県内の経済団体、労働団体で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、今年度初めて、「愛知県内一斉ノ一残業デー運動」・「有給休暇取得プラス1運動」を実施し

ています。

● 「愛知県内一斉ノ一残業デー運動」とは、11月21日(水)を県内一斉ノ一残業デーとして、これを機会に、企業・事業所の皆様には、新たにノ一残業デーに取り組んでいたり、既に導入されている場合には、形骸化していかないか再確認していただき、そして11月21日(水)には、できるだけ多くの働く人々に定時退社していただく運動です。

● 「有給休暇取得プラス1運動」とは、9月から11月の間に前年同期よりも1日多く有給休暇を取得していただく運動です。